

議 事 録

令和6年8月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和6年第9回山鹿市農業委員会総会議事録

令和6年8月5日（月） 13時23分から14時20分 山鹿市役所 3階 301会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 稲葉 和弘	2番 志方 精之	3番 前田 幸博	4番 脇山 康二
5番 平本 和幸	6番 島田 博道	7番 多久 正光	9番 森 喜代輝
10番 長曾我部 徹	11番 田中 春雄	12番 菊川 房継	13番 隈部 誠一
14番 坂本 照子			

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

8番 廣松 久喜 計1名

3. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

4. 議題

議案第60号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請

議案第61号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請

議案第62号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請

議案第63号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転

議案第64号 農地利用集積等促進計画案について

議案第65号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）

議案第66号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転

報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○副会長（隈部誠一委員）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

2 会長挨拶

○事務局

本日の総会は、委員1名が欠席となり13名の出席ですが、定足数を満たしており、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

○会長（坂本照子委員）

（挨拶）

ただ今から、令和6年第9回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子委員）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、3番 前田委員、4番 脇山委員を指名いたします。

-----○-----

4 議 事

○議 長

次に、日程第2の議案審議にはいります。議案第60号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第60号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号106番、申請地及び申請人は記載のとおりです。位置図等についてはご覧のとおりです。

譲受理由は、耕作便利によるものです。

調査書は1ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計3筆2,174㎡を耕作しており、農機具は耕運機、草刈機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間300日従事しています。野菜を作付け予定です。

議案書2ページをお願いします。

提案番号107番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は2ページをご覧ください。

譲受人は個人で、田畑計15筆10,135㎡を耕作しており、農機具はトラクター、コンバイン、耕運機を所有しています。農作業に従事する者は2名で年間300日従事しています。栗を作付け予定です。

議案書3ページをお願いします。

提案番号108番、申請地及び申請人は記載の通りです。

位置図等については、4ページ及び5ページをご覧ください。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は3ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計22筆13,751㎡を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラを所有しています。農作業に従事する者は3名で年間280日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書6ページをお願いします。

提案番号109番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は4ページをご覧ください。譲受人は農地所有適格法人で、樹園地計6筆15,393㎡を耕作しており、農機具はスピードスプレイヤー、2tトラック、軽トラを所有しています。農作業に従事する者は3名で年間150日から300日従事しています。みかんを作付け予定です。

議案書7ページをお願いします。

提案番号110番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は5ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地の取得は初めてです。

農機具はトラクター、刈払機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間150日従事の予定です。野菜を作付け予定です。

議案書8ページをお願いします。

提案番号111番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、自宅のそばにある所有農地に隣接する申請地を取得されるものです。

調査書は6ページをご覧ください。

譲受人は個人で、田畑計4筆2,915㎡を耕作しており、農機具は耕運機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間180日従事しています。野菜を作付け予定です。

議案書9ページをお願いします。

提案番号112番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、新規就農です。

調査書は7ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地の取得は初めてです。

農機具は管理機、軽トラを所有しています。農作業に従事する者は1名で年間300日従事の予定です。野菜を作付け予定です。

議案書10ページをお願いします。

提案番号113番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、申請地が自宅のそばにあることから、耕作便利によるものです。

調査書は8ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計3筆4,009㎡を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、軽トラを所有しています。農作業に従事する者は3名で年間150日従事しています。いもを作付け予定です。

議案書11ページをお願いします。

提案番号114番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は9ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計37筆48,135㎡を耕作しており、農機具はトラクター、コンバイン、耕運機、田植機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間350日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書12ページをお願いします。

提案番号115番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は10ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑3筆3,654㎡を耕作しており、農機具は、トラクター、耕運機、草刈機、軽トラを所有しています。農作業に従事する者は1名で年間200日従事しています。粟を作付け予定です。

議案書13ページをお願いします。

提案番号116番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は11ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計10筆14,825㎡を耕作しており、農機具はトラクター、耕運機、管理機、草刈機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間150日従事しています。粟を作付け予定です。

議案書14ページをお願いします。

提案番号117番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、新規就農によるものです。

調査書は12ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地の所有は初めてです。

農機具はトラクター、田植機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間240日従事の予定です。水稻、野菜を作付け予定です。

以上、12件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

では、提案番号106番から107番までについて「北部地区担当委員」よりお願いします。

○1番（稲葉和弘委員）

提案番号106番から107番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

提案番号108番から114番までについて「南部地区担当委員」よりお願いします。

○6番（島田博道委員）

提案番号108番から114番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

提案番号 115 番から 117 番までについて「南部地区担当委員」よりお願いします。

○7 番 (多久正光委員)

提案番号 115 番から 117 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 60 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 60 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 61 号、「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 15 ページをお願いします。

議案第 61 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 12 番、申請地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑 1 筆 1,160 m²に杉を植栽する案件です。

なお、申請地は、すでに杉が植林されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 13 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。

14 ページに一般基準を記載しています。

すでに転用事業が行われているため、新たな投資は必要ないこと、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

議案書の 16 ページをお願いします。

提案番号 13 番、申請地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑 1 筆 80 m²に店舗用駐車場を設置する案件です。

なお、申請地は、すでに駐車場が整備されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 15 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。

続いて、調査書 16 ページの一般基準をご覧ください。

すでに転用事業が行われているため、新たな投資は必要ないこと、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

以上、2 件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 12 番から 13 番までについて「北部地区担当委員」よりお願いします。

○1 番（稲葉和弘委員）

提案番号 12 番から 13 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 61 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 61 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 62 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 17 ページをお願いします。

議案第 62 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 51 番、申請地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

譲受人は個人で、申請地の畑 1 筆 570 m²を取得し、個人住宅を建築する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 17 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、周辺の農地の広がりがある 10ha 以上ある区域内の農地であるため、1 種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して行われる事業であるため例外として転用が認められています。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、調査書 18 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 18 ページをお願いします。

提案番号 52 番、申請地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

譲受人は建設業を営む法人で、申請地の畑 2 筆計 1,230 m²を取得し、資材置場・駐車場とする案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 19 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がりがある 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、調査書 20 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 19 ページをお願いします。

提案番号 53 番、申請地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

譲受人は個人で、申請地の田 1,107 m²を取得し、申請人が神主を務める神社の駐車場として神社に貸し付ける案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 21 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がりがある 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認して

います。

続いて、調査書 22 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 20 ページをお願いします。

提案番号 54 番、申請地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

譲受人は地区の地縁団体で、申請地の田 1 筆 549 m²を取得し、地区のグラウンド用駐車場にする案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 23 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がりがある 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、調査書 24 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 55 番、申請地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

譲受人は個人で、家のリフォームや解体等を営む自営業で使用する資材置場として、申請地の田 1 筆 564 m²を取得し、転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 25 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がりがある 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、調査書 26 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金は自力で造成等を行うため不要であること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 22 ページをお願いします。

提案番号 56 番、申請地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

譲受人は建設業・不動産業等を営む法人で、申請地の畑 2 筆計 339 m²を取得し住宅分譲地とす

る案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。
次に調査書 27 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3 種農地です。

続いて、調査書 28 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

議案書 23 ページをお願いします。

提案番号 57 番、申請地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

譲受人は個人で、申請地の畑 1 筆 51 m²を取得し宅地拡張する案件です。

最近、宅地と畑の境界確認を行ったところ、畑の一部も宅地として使用されていたことが判明したことから、今回申請されたものです。

その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。
次に調査書 29 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3 種農地です。

続いて、30 ページの一般基準をご覧ください。

すでに転用事業が行われていますが、土地の購入費用の資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 24 ページをお願いします。

提案番号 58 番、申請地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

譲受人は不動産業、再生可能エネルギー発電所運営等を営む法人で、申請地の畑 1 筆 1,063 m²を取得し、太陽光発電所を設置する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 31 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり方が 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、32 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

以上、8 件です。

○議 長

事務局の説明が終わりました。それではただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

まず、提案番号 51 番について「北部地区担当委員」よりお願いします。

○11 番（田中春雄委員）

提案番号 51 番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

続きまして、提案番号 52 番から 57 番までについて「南部地区担当委員」よりお願いします。

○9 番（森喜代輝委員）

提案番号 52 番から 57 番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

続きまして、提案番号 58 番について「東部地区担当委員」よりお願いします。

○5 番（平本和幸委員）

提案番号 58 番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（挙手あり）

○5 番（平本和幸委員）

提案番号 54 番についてお尋ねします。譲受人が地区の地縁団体、とのことですが、地縁団体が土地を所有することは可能なのでしょうか。

○事務局

地縁団体が財産を所有するためには、自治会等を設立後、地縁団体の登記を行うことが必要となります。その後、団体での地区公民館敷地や公民館建物等を所有することが可能となります。

5 番（平本和幸委員）

わかりました。

○議 長

ほかに、発言のある方は挙手願います。ございませんでしょうか。

(以後、質疑なし)

質疑がないようですので、お諮りいたします。

議案第 62 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 62 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 63 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第 63 号に入る前に、最初に資料の訂正をお願いします。

議案書 30 ページの提案番号 16 番について、削除をお願いします。

当初、申請人が個人で購入するということでしたが、認定農業者の更新が出来ていなかったため、改めて申請人が代表をつとめる法人と契約を仕直し、来月の総会に改めて提案する予定です。

それに伴いまして、議案書 30 ページにございます「合計」につきましても、「合計 7 筆、計 8,473.00 m² 田 ; 8,473.00 m² 畑 ; 0.00 m²」に変更となります。大変申し訳ありません。

では、改めまして議案書の 25 ページをお願いします。

議案第 63 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転です。

今回の案件は、公社の買い入れ案件が 3 件と売渡案件が 1 件です。

提案番号 12 番、申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、公社買い入れの案件ですので、調査書は省略しております。

議案書 27 ページをお願いします

提案番号 13 番、申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、公社買い入れの案件ですので、調査書は省略しております。

議案書 28 ページをお願いします。

提案番号 14 番、申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、公社買い入れの案件ですので、調査書は省略しております

議案書 29 ページをお願いします。

提案番号 15 番、申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりです。

水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書 33 ページをお願いします。譲受人は、認定農家で耕作面積 6,293 m²の農地に、果樹・タケノコを耕作されております。

7 月 9 日と 18 日に売買会議を開催し契約内容の確認を行っており、旧農業経営基盤強化促進

法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 63 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 63 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 64 号、「農地利用集積等促進計画案について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 31 ページをお開き下さい。

議案第 64 号、「農地利用集積等促進計画案」について、農地中間管理事業の推進による農用地利用集積等促進計画によるものです。

今回の議案につきましては、所有者と中間管理機構との契約を既に農用地利用集積計画に基づき承認を受けており、その残期間における耕作者を農地の集約を目的として変更する再配分であり、農用地利用集積等促進計画として意見を求められているものです。

今回の利用権設定は、新規設定 3 件、その面積は 6,394 m²です。

提案番号 20 番から提案番号 21 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・飼料用作物を作付け予定です。

別紙 1 調査書、34 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 8,725 m²の農地に、水稻・飼料用作物を耕作されております。

提案番号 22 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、ナス・アスパラを作付け予定です。

別紙 1 調査書、35 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 2,981 m²の農地に、ナス・アスパラを耕作されております。

本日提案しております提案番号 20 番から 22 番までの議案につきましては、農用地利用集積等促進計画に適合しております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 64 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 64 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 65 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 32 ページをお願いします。

議案第 65 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）」です。

中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定が 3 件で、その面積は 10,960 m²です。

提案番号 182 番、申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、飼料用作物 を作付け予定です。

別紙 1 調査書、36 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 3,527 m²の農地に、飼料用作物 を耕作されております。

提案番号 183 番、申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻 を作付け予定です。

別紙 1 調査書、37 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 9,874 m²の農地に、水稻・西瓜 を耕作されております。

提案番号 184 番、申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻 を作付け予定です。

別紙 1 調査書、38 ページをお願いします。借受人は、山鹿市では新規で、一般法人であり、水稻、ブドウを耕作予定です。

本日提案しております提案番号 182 番から 184 番までの議案につきましては、旧農業経営基

盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。
以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。
これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(挙手あり)

○6 番 (島田博道君委員)

提案番号 184 番の借受人である一般法人の事業所があるのは山鹿市のどの地域ですか。

○事務局

〇〇地域で、代表の方は〇〇〇〇様です。

○6 番 (島田博道委員)

わかりました。

○議 長

ほかに発言のある方は挙手願います。

(以後、質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。
議案第 65 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 65 号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 66 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。
それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第 66 号に入ります前に、資料への追記をお願いします。
議案書 34 ページ、提案番号 113 番「賃借料額」内の「60」の数値が抜けておりましたので、ご記入願います。申し訳ありません。

では、改めまして議案書 33 ページをお開き下さい。
議案第 66 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転です。

今回の利用権設定は、新規設定が6件、その面積は、20,029 m²です。

提案番号110番から議案書34ページの提案番号113番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1調査書、39ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積105,999 m²の農地に、水稻、麦、たばこを耕作されております。

議案書35ページをお願いします。

提案番号114番、申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1調査書、40ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積86,456 m²の農地に、水稻、メロンを耕作されております。

提案番号110番から提案番号115番までの全ての議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第66号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第9号、「農地法第3条の3の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案書の 36 ページをお開き下さい。

報告第 9 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について報告いたします。

令和 6 年 6 月に届出がありました件数は 17 件、筆数の合計は 122 筆、面積の合計は 118,317 m² でございます。詳細につきましては、37 ページから 38 ページの記載のとおりでございます。

以上になります。

○議 長

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

(質問なし)

○議 長

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第 9 号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして令和 6 年第 9 回総会を閉会いたします。

6 .閉 会

○副会長

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会
会議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本 照子

3 番 農業委員

前田 孝博

4 番 農業委員

堀山 龍二